

国・都の動向、法律の改正など

《背景》

- 平成37年(2025年)に向けて、高齢化がさらに進展し、医療需要の増加が予測される。
- 医療需要の増加に対応し、患者の症状や状態に応じて効率的で質の高い医療提供体制の構築が求められる。
- 地域包括ケアシステムの構築を通じて、地域における医療と介護を総合的に確保する必要がある。

【国】医療介護総合確保推進法の制定(平成26年)

医療法、介護保険法等の関係法律について所要の整備等を行った。

【医療法関係】

- ☞ 各都道府県が策定する医療計画において、地域の特性に応じた地域医療構想策定の義務化(平成37年における病床の機能区分ごとの病床数の必要量および居宅等における医療の必要量を推計)

国・都の動向、法律の改正など

【都】東京都地域医療構想(平成28年7月策定)

将来にわたり東京都の医療提供体制を維持・発展させ、「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」を実現するための方針

☞ 現行の二次保健医療圏ごとに、平成37年の機能区分ごとの必要病床量等を推計。

平成37年(2025年)の病床数の必要量等

	(床)					(人/日)	
	高度急性期 機能	急性期 機能	回復期 機能	慢性期 機能	計	在宅 医療等	(再掲) 訪問診療のみ
東京都	15,888	42,275	34,628	20,973	113,764	197,277	143,429

二次保健医療圏※	(床)					(人/日)	
	高度急性期 機能	急性期 機能	回復期 機能	慢性期 機能	計	在宅 医療等	(再掲) 訪問診療のみ
区中央部	3,331	6,682	3,848	608	14,469	11,864	9,055
区南部	1,349	3,564	2,730	927	8,570	17,700	13,728
区西南部	1,492	3,710	3,080	1,701	9,983	24,344	19,273
区西部	2,056	4,982	3,944	1,134	12,116	21,932	16,490
区西北部	1,845	5,513	4,879	3,147	15,384	28,844	20,956
区東北部	837	3,162	3,370	2,347	9,716	19,227	14,266
区東部	1,088	3,633	2,739	957	8,417	15,672	11,522
西多摩	275	967	1,031	1,475	3,748	4,120	1,787
南多摩	995	3,290	3,067	4,391	11,743	20,047	13,661
北多摩西部	595	1,787	1,453	1,001	4,836	8,178	5,226
北多摩南部	1,429	3,087	2,637	1,551	8,704	15,069	10,695
北多摩北部	596	1,877	1,830	1,734	6,037	9,975	6,584
島しょ	0	21	20	0	41	305	186